

第2章

サービス貿易

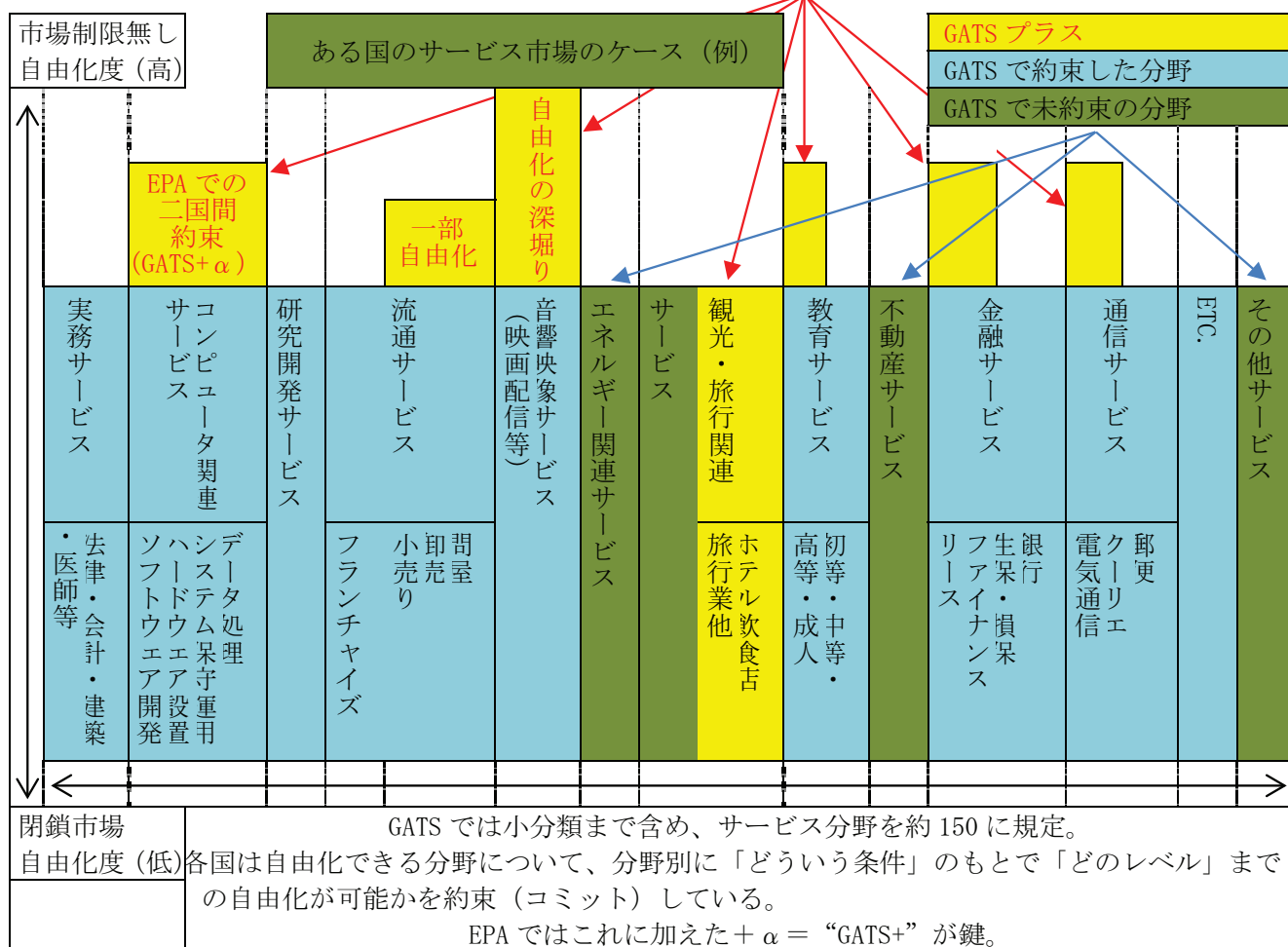
(1) ルールの背景

EPA/FTA におけるサービス貿易に関連する規律は、締約国間におけるサービス貿易の障壁を除去し、サービス貿易に関する政府措置の透明性を高めることによって自由化を促進することを内容としている。サービス貿易に関する国際的規律及び分野別自由化約束の枠組みは、既に GATS（第Ⅱ部第12章参照）が存在し、WTO 加盟国において一定の自由化が形成されていることから、EPA/FTA では、GATS での規律及び分野別自由化の約束をベースとしつつも、これらは所与のものとして、GATS を上回る自由化（GATS プラス）の確保が目指される。このような状況の下、EPA/FTA サービス章における規律の内容は、GATS で規定されるものと比して次第に発展してきており、また締約国のサービス分野における自由化の方針、EPA/FTA の交渉経緯（多国間交渉における課題や交渉国の政治情勢等、EPA/FTA 交渉に影響を与える要因）等の個別の事情を反映して具体的規定が大きく異なるものもある。サービス分野の自由化約束は、譲許表に記載する上限関税率に関して交渉を行う物品貿易の場合とは異なり、貿易制限効果を数値で表すことが難しい個別分野の国内規制を扱わなければならない。

EPA/FTA サービス章において、自由化約束方法は、ネガティブリスト方式とポジティブリスト方式の2つに分類される。ネガティブリスト方式は、一般義務として内国民待遇、最恵国待遇等の自由化義務を規律し、それらの例外とする措置や分野をリストにおいて明示的に示すものであり、例外分野として留保表に記載されないものは、すべて内国民待遇、最恵国待遇等の自由化を認める約束方式である。ポジティブリスト方式は、内国民待遇、市場アクセスについて自由化の対象となる分野及び条件・制限をリストにおいて個別に明示する約束方式であり、ポジティブリストに記載されない分野は、内国民待遇、市場アクセスについて何ら義務を負わないとするものである。なお約束を行う分野は、WTO/GATS で使用されるサービスの産業分類（WTO 事務局分類）をベースとしてリスト化するが、締約国は自由化を行える範囲をサブセクター以下に細かく特定することが可能である。要するに、ネガティブリストは締約国が自由化義務の例外分野を特定する方式であり、ポジティブリストは締約国が自由化を行える分野を特定する約束方式である。前者の方が一般的にはより自由化に資する枠組みであると考えられるが、当然のことながら、自由化の達成度は、すべて約束内容次第である。

＜図表 III-2-1＞サービスにおける国際協定 WTO（GATS）と経済連携協定

- 経済連携協定（EPA）は二国間で結ぶ貿易ルール。物品貿易とともにサービス貿易も協定の対象。
- EPA では二国間の交渉により、多国間での約束（WTO）よりも、さらに踏み込んだより高いレベルでのサービス貿易の自由化を実現できる枠組み。
- WTO で約束されたサービス自由化の「レベル」及び「範囲」以上のものを EPA で獲得。
- この点が EPA における成果であり、通常この成果を **WTO（GATS）プラス** という。



(2) 法的規律の概要

サービス貿易に関する各協定の規定ぶりは、当該協定がネガティブリスト方式とポジティブリスト方式とのいずれを採用しているかによって決まるところが多い。

①4つのモード及びモードに基づくサービス章と投資章及び人の移動章の関係

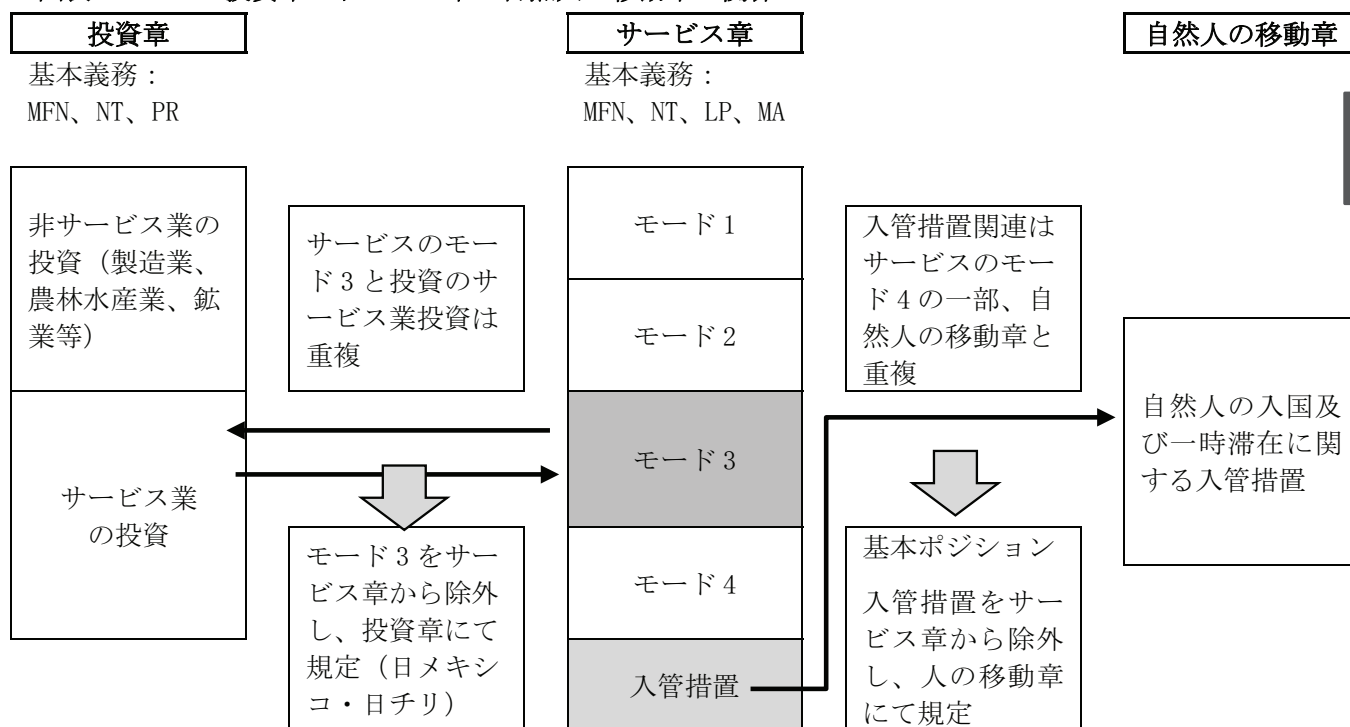
GATS では、サービス貿易を 4 つのモード（第Ⅱ部第 12 章参照、第 1 越境取引、第 2 国外消費、第 3 商業拠点、第 4 人の移動）に類型化しているが、EPA/FTA では個々の協定により、第 3 モードの扱いが異なる。GATS 型（ポジティブリスト方式）の EPA/FTA の場合、すべてのモードが対象となる。なお、この場合、投資章でもサービス分野の投資（investments in service

sectors) はそのスコープとして排除されないため、サービス章の第 3 モード (trade in service through investments) との重複関係が生じるが、基本的にはサービス章での個別分野の約束について投資章でも同じ約束 (留保) が行われることにより非整合性を生じさせないこととしている。仮に両章において非整合性の存在が明らかになった場合、その範囲においてサービス章の規律及び約束が投資章に優先する旨の調整規定がおかれる。NAFTA 型 (ネガティブリスト方式) の場合は、サービス章では、第 1、2、4 モードの越境貿易のみを対象として、第 3 モードであるサービス分野の投資については、投資章で扱われる。つまり子会社、支社等の一方の締約国の投資家による他方の締約国へのサービス分野への投資については、投資章のスコープとなる。また、第 4 モードについては、入管措置は、人の移動章で扱われ、入国後の待遇についてはサービ

ス章で扱われる。第4モードそれ自体は、入管措置を含めたものであるが、GATS型では、サービス章のスコープに含めた上で、約束表において入管措置を除外(何

も約束しない) し、NAFTA 型ではサービス章のスコープにおいて入管措置は適用しないと整理している。

<図表 III-2-2>投資章・サービス章・自然人の移動章の関係



②他方の締約国のサービス提供者、他方の締約国の法人の定義

協定上使用される文言の意味、すなわち協定範囲を明確にするために「他方の締約国のサービス提供者」「他方の締約国の法人」など、基本用語の定義が置かれるのが通常である。「他方の締約国のサービス提供者」とは自由化約束等による協定の利益を享受する対象であり、これを構成する主体は他方の締約国の自然人及び法人とされる。特にサービス提供の主要な主体である法人については「他方の締約国の法人」として定義されており、サービス章の対象範囲を定めるにあたり非常に重要である。この「他方の締約国の法人」とは、多くのEPA/FTAにおいて、一方の締約国からみて、①第1及び第2モードを念頭に、他方の締約国の領域において設立された法人、②第3モードでは、一方の締約国の領域において設立され、他方の締約国の自然人又は①の「他方の締約国の領域において設立された法人」に所有若しくは支配されている法人とされる。他方の締約国の領域において実質的活動を行っていることを要件とするか否かは各協定によって異なる。いずれのケースにおいても「他方の締約国の法人」は、その法人の原産地が設立国である他方の締約国の領

域であることが要件とされる。なお、ここで言う所有・支配については、別途、定義規定が置かれる。「所有」については、ある者が法人（企業）の50%以上の持分を所有する場合である。これは直接所有を意味すると解され、上記第3モードの「他方の締約国の法人」の場合、他方の締約国の領域で設立された法人（親会社とする）が、一方の締約国の領域において設立し、直接所有する法人（子会社）であり、当該一方の締約国の領域において、当該親会社が当該子会社を通じ間接所有する孫会社は「他方の締約国の法人」に該当しないとされる。なお、投資章で規定される締約国投資家の財産としての投資には「企業」が含まれ、これは直接間接を問わず投資家に所有されているものであり、協定の保護の対象となる。また、「支配」については、ある者が法人の役員の過半数を指名し又は法人の活動を法的に管理する権限を有する場合と定めている。

③最恵国待遇

GATSでは、WTO加盟国間において「加盟国は他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、その他加盟国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない」とする最

恵国待遇義務を規定している（第2条）。これにより原則として加盟国はすべての加盟国に対し、GATSの対象となる措置に関し同等の待遇を与える義務を負う。これは加盟国が約束表で約束を行った内国民待遇、市場アクセスに係る待遇だけではなく、一般義務として約束表で約束を行っていない待遇等についてもすべての加盟国に同等の待遇が均てんされるものである。他方、同第5条において、特定の加盟国間で締結したEPA/FTAについては、これらEPA/FTAが、相当な範囲の分野を対象として約束する等、一定の要件を満たす場合に限り、当該EPA/FTAで与えられる特恵的待遇は、当該EPA/FTA締約国以外の加盟国に対し付与する義務は負わない最恵国待遇義務の例外とすることができるとされる。例えば、GATSにおいて加盟国Aは小売り分野で外資出資比率40%を約束しているケースで、A国がB国と締結したEPA/FTA（同第5条の要件を満たしたもの）において、同分野で外資出資比率50%を約束した場合、当該約束の待遇は、B国以外のWTO加盟国に均てんする義務はない。A国は、小売り分野においてB国のサービス提供者に対してのみ外資出資比率50%を認め、その他のWTO加盟国のサービス提供者には40%のままとする。EPA/FTAで規定される最恵国待遇義務は、一方の締約国は、締約国外の第三国に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国に与えることを求めている。つまり締約国AとBのEPA/FTAで最恵国待遇が規定されるケースにおいて、締約国Aは、締約国B国とのEPA/FTAにおいて小売り分野で外資出資比率40%を約束し、第三国であるC国と締結したEPA/FTAにおいて同分野で外資出資比率50%を約束した場合、締約国Aは、締約国Bに対し、C国に約束している待遇である外資出資比率50%を付与しなければならない。このような原則としての最恵国待遇義務は、先進国のEPA/FTAに多く見られ、NAFTA、米シンガポールFTA等で規定されている。また、日ベトナムEPA、日スイスEPAでは、GATS第5条の要件を満たすEPA/FTAでの特恵的待遇を例外とする最恵国待遇を原則規定しつつ、当例外に関する協議・待遇付与努力義務規定を設けている（日ベトナムEPAには待遇付与努力義務はない）。さらに、原則としての最恵国待遇義務を規定せず、締約国間において最恵国待遇確保のための見直し規定を定めるものもある。すなわち、他の締約国との間でより良い待遇が与えられた場合、協定を改訂してそれと同等の待遇をするよう検討することを義務づけているものである。このような形式のMFN条項を規

定するEPA/FTAとして、日タイEPA、印シンガポールFTA等がある。

④市場アクセス

GATSと同趣旨。主に経済的要因から課されている市場参入規制措置の自由化についての規定であり、締約国政府が維持又は採用できない措置として6類型に分類している（第II部第12章「サービス貿易」参照）。GATSの方式に倣って主としてポジティブリスト方式の協定で規定されている。GATSに先駆けて発効したネガティブリスト方式のNAFTAにも「量的制限」という規律があり、また近年ではネガティブリスト方式のEPA/FTAにおいても市場アクセス（ただし、第3モードは投資章で扱われるため市場アクセス6類型のうちGATS第16条2(f)「外国資本の参加の制限」は除かれる）を規律しているものもある（米豪州、米チリ等）。

⑤内国民待遇

GATSと同趣旨。他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対して自国の同種のサービス及びサービス提供者と比して不利でない待遇を与えるという原則である。ポジティブリスト方式では、内国民待遇義務を約束する分野及びその条件・制限を「約束表」に記載する。これに対して、ネガティブリスト方式では、義務の対象外とする分野及び措置を「留保表」に記載することになる。このように、いずれの方式においても、透明性の向上と自由化の促進を目指すべく、約束又は留保の範囲が明示されることとなっている。

⑥追加的な約束

GATSと同様、市場アクセス及び内国民待遇義務ではカバーされていない約束を約束表に記載できる。EPA/FTAにおいては、GATSにおける交渉の成果を反映して、電気通信分野の競争促進的規律や、金融分野の国内措置等が追加的約束として記載される例がみられる。なお、ネガティブリスト方式を採用するFTAにおいては、追加的な約束がなされた例は見当たらない。

⑦スタンドスティル義務

ネガティブリスト方式を採用しているEPA/FTAにおいて、締約国が内国民待遇、最恵国待遇等、協定上の義務の適用の留保を現行措置に対して行っている場合、当該措置の現状（協定発効時のもの）を維持する義務、すなわち現行措置よりも貿易制限的な措置を採用しな

い義務を負うこととなる。こうした措置の現状維持をスタンズティル義務と称している。なお、現行措置に基づかず留保する分野については、締約国は、係る義務を負わず現行措置に限定されないいかなる措置も採ることができる。ポジティブリスト方式を採用している EPA/FTA においてスタンズティル義務を定める場合は、例えば、日フィリピン EPA 第 75 条第 3 項によれば、約束表において、SS (Standstill の略) のマークを付した分野 (SS 分野) においては、記載できる条件及び制限につき、市場アクセス義務又は内国民待遇義務に非整合的な現行措置に基づいてのみ可能であるとされている。約束表に記載した分野における約束内容に拘束力があることについては、SS のマークを付されているか否かを問わないが、SS 分野においては、現行措置の現状 (協定発効時のもの) 維持義務がかかることになる。なお、これは、日フィリピン EPA のサービス交渉において、初めて採用された方式であり、日マレーシア EPA、日インドネシア EPA、日タイ EPA、日モンゴル EPA で条文上規定されている。

⑧国内規制 (許可、免許、資格)

資格要件、資格審査に係る手続、技術上の基準及び免許要件に関連する措置等、外国のサービス提供者だけではなく、国内事業者に対しても課せられる措置についての規定。これらに関連する措置がサービス貿易の不必要な障害にならないよう、客観的で透明な基準を設けること、サービスの質の確保に必要な範囲を超えた負担とならないようにすること、免許手続自体がサービス提供への負担とならないようにすること等について締約国が約束した分野に限定して義務づけられている場合が多い。また、GATS 第 6 条第 4 項に基づく資格等の作業の進捗を受けて、EPA/FTA の規律を見直すことを明示的に掲げている場合 (米シンガポール、米豪州、印シンガポール) もある。

⑨相互承認

一方の締約国は他方の締約国のサービス提供者に対して、自国の基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国内で得られた教育、経験、免許、資格証明等に基づき、許可、免許、又は資格証明を承認することが可能であるという規定。また一方の締約国が、第三国に与えた承認に対する待遇について、一方の締約国は、他方の締約国に対して同待遇を受けられるよう十分な機会を与えなければならない旨が規定される

(GATS では第 7 条に同様の規律がある)。中にはより踏み込み、職業団体による相互承認の枠組みの交渉を行うことを期限や分野とともに明記している協定 (印シンガポール) もある。なお、原則として最恵国待遇が規定されている EPA/FTA の場合、協定内における相互承認についてのいかなる規定に対しても最恵国待遇の規律が適用されない、ということを明記している。

⑩透明性

GATS と同様に、規制の透明性確保を目的として、サービス分野における国内措置の速やかな公表や照会所の設置等が、義務又は努力義務として規定されている。また、措置の変更や導入に際しては、公表と導入までに一定期間を設けること、その間に他の締約国からのコメントを受け付け、更に受け付けたコメントを可能な限り採用することまで規定している場合もある。

⑪セーフガード

サービス分野のセーフガード措置については、GATS 第 10 条に基づくセーフガードに関する検討が進んでいないことから、特段の規定を設けていない EPA/FTA が多い。規律がある場合には、締約国はお互いセーフガード措置を採用しないこと、そのための調査を実施しないことを義務づけている場合 (豪州シンガポール、印シンガポール)、多国間交渉での進展を踏まえ、セーフガードの扱いをレビューすることを規定している場合 (印シンガポール) 等がある。

⑫利益否認

EPA/FTA によって、他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対し与えられる利益 (より良い条件での市場アクセス等) について、一方の締約国が一定の条件の下で、特定の他方の締約国のサービス又はサービス提供者等に対し、その利益を否認できるという規定である。多くは NAFTA の規定を踏襲しており、その利益否認の対象としては、他方の締約国のサービス又はサービス提供者であるが、①一方の締約国が外交関係を有していない第三国に所有又は支配されている他方の締約国の法人、②第三国に所有又は支配されている法人であり、一方の締約国が経済制裁等により取引を禁止している他方の締約国の法人であること、又は協定による利益を与えることにより当該措置について違反又は阻害されると認められる場合、③第三国の法人に所有又は支配されており、かつ他方の締約国の領

域において実質的活動を行っていない法人などが規定される。これらサービス又はサービス提供者が上記要件に該当するものと一方の締約国が証明する場合、③については他方の締約国への事前の通知及び協議を行うことにより利益否認を行えるが、実際に、利益否認を行うか否かは、締約国の裁量に委ねられる。なお①及び②については事前の通知及び協議を行うことは要件とされていない。なおGATSでは、加盟国が自国に提供されるサービスが非加盟国からのサービス、海上輸送サービスにおける非加盟国籍の船舶によるサービス等であることを証明する場合、当該加盟国は、これらサービスの提供又はサービス提供者に対して協定の利益を否認できるとしている（第27条）。

⑬支払、資金移動

GATSと同様、サービス貿易に関連する経常取引のための支払及び送金の制限を禁止する一方、国際収支擁護のための制限を認める規定が設けられている。本項での義務を、GATSのように締約国が約束表で約束した分野に限定するのか、又は協定の一般的義務としてすべての分野を対象とするかについては、各EPA/FTAで異なる。

⑭例外条項

概ねGATS第14条及び第14条の2と同等の規定であり、一般例外として公序良俗や健康・安全を目的とする措置、安全保障上の利益保護のための措置は義務の対象外としている。

⑮約束の見直し（レビュー規定）

GATSではラウンドによる漸進的自由化が規定されているが（GATS第19条）、EPA/FTAにおいては協定発効から数年後に更なる自由化のためのレビューを行う旨規定されることが多い。EPA/FTAの中でも、GATS型の協定で漸進的自由化の努力をうたっているもの（印シंगाポール）、特段の規定を設けていないもの（米シंगाポール、米豪州）、2年ごとの見直しを規定しているもの（EFTAシंगाポール）等、規定内容は多様である。

（3）経済的視点及び意義

サービス貿易は、「第II部第12章サービス貿易4）経済的視点及び意義」で述べたとおり、生産要素の移

動を伴うという特徴を有しているとともに、金融、通信等、他の産業にとってのインフラとして大きな波及効果を有している。そのため、二国間・地域内におけるサービス貿易の自由化は、多国間における取組と同様、一時的に既存のサービス事業者の雇用に影響を与えることはあるものの、長期的には、当該サービス産業の競争力強化や、他のサービス分野及び製造業における生産の効率性向上に資する効果を有していると考えられる。

（4）我が国の経済連携協定の内容

①主要規定

（a）最恵国待遇

日本のEPAでは、日メキシコEPA、日フィリピンEPA、日チリEPA、日ブルネイEPA、日ペルーEPA、日豪州EPA、日モンゴルEPA、CPTPP、日EU EPAは、一般的な最恵国待遇を付与し合うとしており、別途、最恵国待遇を与えられない分野については、例外として附属書（留保表）に記載するものとなっている。他方、日シंगाポールEPA、日タイEPA、日インドEPAでは、日メキシコEPAのように当然に最恵国待遇が付与される規定ではなく、一方の国（例えばシंगाポール）が第三国（米国）に与えた特恵的待遇について、他方の国（日本）は、一方の国に対し、自国に対する当該待遇の付与を要請し、一方の国は付与するかどうか考慮しなければならないという規定となっている。日ベトナムEPA、日スイスEPAでは、GATS第5条の要件を満たすEPA/FTAでの特恵的待遇を例外とする最恵国待遇を原則規定しつつ、当例外に関する協議（日ベトナムEPA）・待遇付与努力義務（日スイスEPA）規定を設けている。日マレーシアEPA、日インドネシアEPAでは、協定上は、原則としての最恵国待遇を規定しているが、マレーシア、インドネシアは、最恵国待遇を与えない分野を記載する附属書（MFN留保表）において、すべてのセクターを留保し、例外の例外として（all sectors except）、一部の分野について最恵国待遇を与えている。

（b）市場アクセス

日シंगाポールEPA等、ASEAN諸国とのEPAや日インドEPA、日モンゴルEPAでは、GATSで採用したポジティブリスト方式を採用しており、これらの協定の市場アクセスに係る規定は、GATSを踏襲。他方、日メキ

シコ EPA、日チリ EPA は、NAFTA 型を採用し、市場アクセスは義務の対象としていなかったが、日スイス EPA ではサービス章附属書でネガティブリストを採用する我が国の EPA において、初めて市場アクセスを規定した。また、日ペルーEPA、日豪州 EPA、CPTPP、日 EU EPA にも市場アクセスが規定されている。

(c) 内国民待遇

日フィリピン EPA、日モンゴル EPA 及び日ブルネイ EPA は、GATS の規定と同じ。日メキシコ EPA、日チリ EPA、日 EU EPA 及び CPTPP もほぼ踏襲。日シンガポール EPA、日マレーシア EPA、日タイ EPA、日インドネシア EPA、日ベトナム EPA では、GATS の規定にならった内国民待遇義務の規定を置くが、二重課税回避を取り決めた協定の適用範囲内にある措置については、紛争処理に関する規定の適用上は上記規定を援用できないと規定している。また日スイス EPA、日豪州 EPA においても同様の規定をおいている。これは二国間租税条約対象措置にかかわる紛争処理は租税条約に拠って行うこととしたものである。

(d) スタンドスティル義務

NAFTA 型ネガティブリスト方式である日メキシコ EPA、日チリ EPA、日スイス EPA、日ペルーEPA、日豪州 EPA、日 EU EPA、CPTPP において、スタンドスティル義務の対象措置を以下のものと規定している。

- (i) 連邦政府又は中央政府が維持し、留保表（現行措置に基づき留保を行う分野のリスト）に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置。
- (ii) 日本の地域・地方政府の措置として、県レベルの地方自治体が維持し、留保表（同）に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置、都道府県以外の地方公共団体（市町村等）の地方自治体が維持する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置。
- (iii) メキシコ/チリの地域・地方政府の措置として、地域（州）政府が維持し、留保表（同）に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置、ならびに地方（市・区など）政府が維持する内国民待遇等の義務に非整合的な全ての現行措置。スイスについては、地域・地方政府ともに留保表に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置のうち、政府が新たに措置

を採用することを特段留保する記述のないもの。ペルー、豪州については、中央政府又は地域政府により維持され、留保表（同）に内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置、地方政府により維持される内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置。

ポジティブリスト方式においてスタンドスティル義務がかかるものは、約束表において SS のマークが付された分野である。スタンドスティルの条項は、日フィリピン EPA、日マレーシア EPA、日タイ EPA、日インドネシア EPA、日モンゴルEPA で規定されているが、本章 (2) ⑦で記述されているとおり、当該規定の内容は、特定の約束について、SS のマークを付した分野の約束は、内国民待遇等に非整合的な現行措置に基づく条件及び制限に限定されるというものである。

(e) 透明性

日本のこれまでの全ての EPA では、総則章（日メキシコ EPA の場合は協定実施運用章）において、協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置についてこれを公表（国内での公表のみで可）すること、また、これらの措置に関して一方の国の他方の国からの質問に対する回答義務等が規定されている。これは、サービス章の規定にも及ぶものであるが、サービス章内部において透明性を担保する為に設けられている取り決めとしては、以下の様なものがあげられる。日マレーシア EPA では、サービス章において、市場アクセス及び内国民待遇義務に影響を及ぼす規制措置の情報提供、サービス貿易に係る白書等の提供等について規定している。日フィリピン EPA、日ブルネイ EPA、日タイ EPA、日モンゴル EPA では、特定約束の対象になっているかどうかとは別に、市場アクセス及び内国民待遇義務に適合しない現行措置の一覧表（透明性リスト）の作成、相手国への送付及び公表が規定され、また、日インド EPA では同様のリストを作成、公表する努力義務が規定されている。このリストは、端的には、規制の透明化のみを目的として作成されるものであり、締約国の権利・義務には影響を及ぼさない。なお、リストの対象となる措置は、国レベルのものに加え、地域（日本で都道府県）・地方政府（日本では市町村など）の措置も含まれる（日フィリピンでは地方政府措置はリスト対象に含まない）。また、日フィリピン EPA、日インドネシア EPA、日ブルネイ EPA、日ベトナム EPA では、一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者からの質問

に対し、コンタクトポイントを通じ、回答及び情報提供を行わなければならない旨も規定している（総則規定と異なり、締約国政府ではなく、サービス提供者に対する情報提供がポイント）。日メキシコ EPA、日チリ EPA、日スイス EPA、日ペルーEPA、日豪州EPA、CPTPP、日 EU EPA は、ネガティブリスト方式で約束を行っているため、協定の構造上、どのような分野において内国民待遇等の義務に整合的でない措置が存在するか明示され、またスタンドスティルで留保する分野については、現行措置の具体的内容が明確化されており、透明性のレベルは高いものとなっている。また、リストに掲載された分野について、協定の実行及び運営に実質的影響を及ぼす新規措置を導入する場合は、可能な限り、相手国に通知を行うべき旨を規定しており、規制の透明性向上に資するものとなっている。

(f) 利益否認

日シンガポール EPA では、GATS で規定されるもの（非加盟国からのサービス、海上輸送サービスにおける非加盟国籍の船舶によるサービス等）に加え、一方の締約国が利益否認できる対象として、①他方の締約国の領域で設立された法人で、第三国の者に所有又は支配されており、どちらかの締約国の領域において実質的活動を行っていないもの等、②第三国のサービス提供者が、当該一方の締約国の領域で設立した法人で、当該締約国において実質的活動を行っていないものを定めている。日メキシコ EPA、日フィリピン EPA、日チリ EPA、日ブルネイ EPA、日インドネシア EPA、日ベトナム EPA、日ペルーEPA、日豪州 EPA 及び日モンゴル EPA は、NAFTA の規定をほぼ踏襲している。利益否認の対象となる他方の締約国のサービス又はサービス提供者として、①一方の締約国が外交関係を有していない第三国に所有又は支配される法人、②第三国の者に所有又は支配されている法人であり、一方の締約国が経済制裁等により取引を禁止している他方の締約国の法人、③第三国の者に所有又は支配され、他方の締約国の領域において実質的活動を行っていない法人を対象とする旨を規定している。日マレーシア EPA では、上記、日メキシコ EPA、日フィリピン EPA の①②を利益否認の対象と規定している。③を規定していないのは、日マレーシア EPA では、「他方の締約国の法人」の定義において、「他方の締約国の領域において実質的活動を行っていない法人」を協定の適用対象外としており、第三国の者に所有又は支配されていることをもって

「他方の締約国の法人」を利益否認の対象とすることは不適當であるとしたためである。なお、日タイ EPA では、①②で規定される法人、③で規定される「他方の国の領域において実質的活動を行っていない」ことを要件としない「第三国に所有又は支配されている法人」を利益否認の対象としている。CPTPP では②、③を利益の否認の対象として規定。日 EU では、「第三国に所有又は支配されている法人」が利益否認の対象であるが、当該第三国が国際の平和及び安全の維持に関する措置などを受けている場合に限定している。日スイス EPA では利益否認を規定していない。

(g) 支払い及び資金移動

日シンガポール EPA、日タイ EPA、日ブルネイ EPA、日ベトナム EPA、日インド EPA は、GATS を踏襲しており、約束した分野のみを対象としている。日フィリピン EPA、日マレーシア EPA、日インドネシア EPA、日スイス EPA、日ペルーEPA、日豪州 EPA、日モンゴル EPA、CPTPP、日メキシコ EPA、日 EU EPA では、一般義務とし、約束した分野に限定せず、すべてのサービス貿易に関連する分野を対象としている。日チリ EPA では規定していない。

※サービス貿易のスコップ、モード、協定上の義務の定義（内国民待遇、市場アクセス等）は、GATS と重複するものが多く、これらに関する記述は「第 II 部第 12 章サービス貿易」で触れられているため、本章では詳細には記述していない。

③相手国の自由化約束の特徴

ASEAN 諸国との EPA ではポジティブリスト方式で約束。相手国は、製造業に関連する保守修理、卸売業、コンピュータ関連サービス、また、金融、通信、建設、運輸等の分野で GATS での約束を上回る約束を行った。これら約束は、スタンドスティルの約束も含まれており、GATS における開発途上国の約束に多く見られるような現行法令との乖離はなく、国際約束としての日本との EPA と相手国の国内現行法令に基づく規制との間の非整合性は除去されている。また、メキシコ、チリ、スイス、ペルー、豪州、CPTPP 参加国、日 EU EPA との EPA では、ネガティブリスト方式で約束。原則として内国民待遇、最恵国待遇が義務づけられ、スイス、ペルー、豪州、CPTPP、EU ではさらに市場アクセスを義務づけている。留保される分野も一部分野（基幹分野、社会政策的分野等）を除いて基本的にはスタンドステ

イルでの約束を確保している。

(a) 日シンガポール EPA (2002 年 11 月発効)

シンガポールは、国内法令上、外資に対する参入規制が少なく、日シンガポール EPA においても、日本企業のシンガポールへの市場参入条件について、業種（分野）横断的な制限は設けていない。また、個別分野では 139 分野にわたり約束を行った（GATS での約束と比較して 76 分野増）。また、これらの分野における約束は、外資参入に係る制限を設けないものが多く、全体的に自由化水準が高い。

(b) 日メキシコ EPA (2005 年 4 月発効)

日メキシコ EPA サービス章は、NAFTA と同様、完全自由化の留保（内国民待遇等における留保）を行う分野のみをリスト化するネガティブリスト方式を採用している。本方式では、現行法令に基づいた留保を行う分野（法令の現状維持義務あり）と、現行法令に基づかず留保を行う分野（法令の現状維持義務なし）に分けられる。

(c) 日マレーシア EPA (2006 年 7 月発効)

マレーシアは、サービス分野における外資政策を主にガイドラインによって実施しており、国内政策（ブミプトラ政策）として、企業に対しブミ（マレー人）資本を 30%以上入れることを要求している。このようにマレーシアは、完全自由化が難しい外資政策を採用しているが、日マレーシア EPA では、レンタル・リース、保守・修理等の分野において、マレーシアが GATS 等で行った約束を上回る水準の自由化約束を行った。

(d) 日チリ EPA (2007 年 9 月発効)

日メキシコ EPA に続き、ネガティブリスト方式を採用している。現行法令に基づいた留保を行う分野（法令の現状維持義務あり）と現行法令に基づかず留保を行う分野（法令の現状維持義務なし）に分けられる。

(e) 日タイ EPA (2007 年 11 月発効)

タイでは、外国人事業法において、外国人事業者を定義づけ（外資 50%以上を有するもの等）、これら外国人事業者のタイにおけるビジネス活動のスコープを業種により分類して制限している。なお内資がマジョリティを有する場合は、原則タイ企業とみなされることになる。GATS における約束では、業種横断約束として、外資の出資比率の上限は、49%までとしている。日タイ EPA における業種横断約束では、GATS における約束と同様、外資の出資比率の上限は 49%までとしている。

(f) 日インドネシア EPA (2008 年 7 月発効)

インドネシアは、国内法上は、投資法に基づく大統領令により外資制限業種及び条件がリスト化されており、総じて規制の透明性は高い。サービス分野における規制自体は、通信、建設、運輸等の分野において外資の資本保有比率を限定的にしており、また中小規模の小売業分野等では外資閉鎖の制限的規制を課している。インドネシアの GATS での分野横断的約束は、外資 49%としているが、日インドネシア EPA における分野横断的約束は、GATS での約束が上回るものもある。

(g) 日ブルネイ EPA (2008 年 7 月発効)

ブルネイの外資政策は、食料、エネルギー分野等に関して、ブルネイ国内資本の参入が義務づけられているが、その他サービス分野については特に業法による制限はない。しかしながら、外資の受け入れにあたっては、案件ごとにブルネイ政府関係部署の承認を要するとされ、また、我が国との EPA も含め、GATS、AFAS（ASEAN サービス枠組協定）等での国際約束においては、分野横断的約束で外資の出資比率について「何も約束しない」としている。日ブルネイ EPA における約束では、約束を行った分野数は 43 分野（サブセクターも含む）と他の ASEAN 諸国と比して低い。

(h) 日フィリピン EPA (2008 年 12 月発効)

フィリピンは、GATS における約束（約 30 分野）を超える多くの分野で約束（約 100 分野）を行っ

た。また、法令の現状維持を義務とするスタンズティル約束（現行法令ベースでの約束）を、日本側のリクエストにより 65 分野にわたり行った。これにより、これら分野におけるフィリピン市場への参入条件については、GATS における約束に見られるような国内法令との乖離がなく、日系企業が、フィリピンの国内法令に係る透明性と安定性の下で、事業活動を行えることが担保されている。また、日フィリピン EPA では、最恵国待遇の原則付与を規定していることから、我が国は、フィリピンが最恵国待遇を留保した一部分野（商業銀行、金融会社等）を除き、第三国に与えた特恵的待遇の無条件かつ自動的に均てんを受けることができる。

(i) 日スイス EPA（2009 年 9 月発効）

スイスは日本にとって欧米先進国で初めての EPA 締結国で、日メキシコ EPA、日チリ EPA に続いてネガティブリスト方式を採用した 3 番目の国である。本方式では自由化をできない分野を特定した形で留保が行われるため、我が国が ASEAN 各国と結んできたポジティブリスト方式よりも、より広範な自由化を約束する形式となっており、また先進国同士の EPA でもあるため、総じて高いレベルでの自由化が確保されている。

(j) 日ベトナム EPA（2009 年 10 月発効）

ベトナムの外資政策は、外国投資企業への法人所得税の優遇等により積極的に外資の導入を推進してきたが、2006 年 7 月以降外国投資への優遇措置は撤廃され、同時に内外無差別で政策的に奨励する投資分野（新素材・ハイテク製品、エコ技術の応用、労働集約型事業、教育・訓練、医療に関する事業等 8 分野）が定められ、また、社会経済状況が困窮している地域が奨励投資地域として定められ、引き続き投資の促進策が講じられている。既に日ベトナム間には、サービス分野も含む高いレベルでの二国間投資協定（2004 年 1 発効）やベトナム国内のビジネス・投資環境整備のための対話・協力枠組みである「日越共同イニシアティブ」（2003 年 12 月より）が存在しており、加えて 2007 年 1 月に WTO への 150 番目の加盟国となったことから、サービス分野の GATS への約束のレベルも総じて高いものとなっていた。日ベトナム EPA での約束の概要は以下の

とおり。分野横断的約束において、ベトナムでの商業拠点の設置については、①事業協力契約

（Business co-operation contracts）によるもの、②合弁によるもの、③100%外資によるものの 3 形態についてのみ約束されており、外国企業の支店の設置については、個別分野に特段の定めのある場合を除き約束されていない。駐在員事務所は、直接収益のある事業に従事しない限り設置可能とされている。また、これら法人における管理職・役員・専門家について、少なくとも総数の 20%がベトナム国籍者であることを求める国籍要件が規定されている。但しこれに関わらず 1 企業につき最低 3 人の非ベトナム国籍者の配置が認められている。

(k) 日インド EPA（2011 年 8 月発効）

インドは、Consolidated FDI Policy Circular 2 of 2010（海外直接投資に関する政策、規則を統合した文書、2010 年 10 月発効、以下『FDI Policy』）において、各サービス分野の外資制限比率や承認手続きを規定している。インド約束表では、第 3 モードに関し、分野別約束内容に加えて、FDI Policy に定められる規制が適用されることが規定されているが、同時に、分野別約束を無効化又は侵害しない限りにおいて適用されることを条件としている。つまり、日インド EPA では、本章（2）⑦に記載したようなスタンズティル義務は規定されていないが、FDI Policy の適用には現状維持義務が課せられ、仮に将来、FDI Policy が改正され約束表の分野別約束に記載された条件・制限よりもより制限的な規制に変更されたとしても、日インド EPA の関係では約束表に記載された条件・制限が引き続き適用されることになる。分野別約束については、インドは、GATS やこれまで締結した EPA/FTA において約束したことがない内容を含む、基本電気通信の外資規制改善、シングルブランド及びシングルブランドのフランチャイズについての外資参入、日本の銀行による支店設置申請について好意的配慮を払う旨の約束、及び国際海上運送サービスの第 1 モードにおける留保の一部撤廃等について約束を行った。

(1) 日ペルーEPA (2012年3月発効)

日ペルーEPAは、NAFTA、日メキシコEPA、日スイスEPA、日チリEPAと同様、ネガティブリスト方式を採用した。この協定では両国とも、WTOにおける約束水準を超える約束を行い、内国民待遇等の原則の下で引き続き維持する国内措置等をそれぞれ附属書に記載することで高い透明性を確保している。我が国としては、同じネガリスト方式を採用した日メキシコEPA、日チリEPA及び日スイスEPAと比べると、改正労働者派遣法が国会において審議されていた関係上、労働者派遣業を現在留保から将来留保に移動したことを除くほか、これまでのEPAから留保の内容に変化はなく、新たに留保した措置はない。ペルー側としては、ペルーがこれまでに締結している米・ペルー協定、加・ペルー協定における留保と同等レベルである。また、電気通信サービスについて章を設け、電気通信分野へのアクセスについてWTOを超えるルールを規定した。我が国がWTOの下で約束している水準を超える自由化を約束した分野としては、航空機・船舶のレンタル・リース等がある。ペルーがWTOの下で約束している水準を超える自由化を約束した分野としては、建築サービス、流通サービス等がある。

(m) 日豪州EPA (2015年1月発効)

NAFTA、日メキシコEPA、日スイスEPA、日チリEPA、日ペルーEPAと同様、ネガティブリスト方式を採用した。日本と豪州のサービス貿易に関し、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス、現地における拠点等の規律について規定しており、GATSの下で約束している水準を超える自由化を約束している。さらに、これまで我が国が締結済みのEPAより詳細な国内規制に関する条項を設けることで、加盟国の措置のうちサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な対応で実施されることがより強く確保されている。

我が国がGATSの下で約束している水準を超える自由化を約束した分野としては、航空機・船舶のレンタル・リース等がある。豪州がGATSの下で約束している水準を超える自由化を約束した分野としては、保険サービス、電気通信サービス等がある。

(n) 日モンゴルEPA (2016年6月発効)

モンゴルにとって初めての経済連携協定となった我が国とのEPAにおいては、ASEAN諸国と同様、ポジ

ティブリスト方式を採用している。市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇、透明性等、サービス貿易促進のためWTO協定を超える規律と枠組を整備している。

我が国としては、自然科学の研究及び開発のサービス、郵便又はクーリエサービスのうち特定信書便事業によって提供される信書の送達のサービス等につきGATSと比較して分野を拡大した約束をした。

モンゴルは、電子計算機サービス及び関連サービス、不動産に係るサービス、高等教育サービス等を新たに約束するとともに、小売り・卸売分野等の第3モードについて制限を撤廃した。具体的には、GATSの下では小売サービスの第3モードについて「約束しない」と記載しているが、本協定においてはこれについて何ら条件・制限を付することなく内国民待遇及び市場アクセスについて約束した。このことにより、例えば、ウランバートルにおけるスーパーやコンビニ市場への我が国企業の100%出資による市場参入が原則として可能となった。

(o) 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定 (2016年2月署名)

TPPでは、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス(数量制限の禁止等)等の義務について規定している。NAFTA型であるネガティブリスト方式を採用している。なお、我が国がTPP交渉参加国と締結している既存のEPAでネガティブリスト方式を採用しているのは、メキシコ、チリ、ペルー、豪州のみであったことから、ブルネイ、マレーシア、シンガポールおよびベトナム国との間では、ポジティブリストから、概してより自由化志向が高いネガティブリストに転換したことは、自由化や透明性向上に向けた前進であると言える。さらには、カナダ、ニュージーランドおよび米国との間ではEPA/FTAは締結していなかったため、WTO/GATSからの大幅な前進である。

(p) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) (2018年12月発効)

TPPにおけるサービス関連の規律のうち、急送便サービスに係る附属書の一部規律(附属書10-B 5及び6)や電気通信に関する紛争の解決に係る規律の一部(第13.21条1(d))等を「凍結」する形で確認されている。

(q) 日 EU EPA (2019 年 2 月発効)

日 EU EPA では、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス（数量制限の禁止等）等の義務について規定している。また、TPP 協定等と同様に、原則すべての分野を自由化し、留保する措置・分野を列挙するネガティブリスト形式を採用している。さらには、内国民待遇等の自由化に関わる規律を適用しないことが認められた措置について、自由化の程度をより悪化させないことを約束するラチェット条項により、想定外の規制強化によって損害を被ることを防ぐことが可能となり、ビジネスの予見性を確保している（ただし、包括的な留保（＝いわゆる「将来留保」）をした分野にラチェット条項は適用されない。）。

その他、金融サービス（金融規制協力を含む）、電気電信サービス等については個別のルールを置いている。

個別の分野では、GATS と比較して EU 側が自由化を約束した分野が拡大している。

＜図表 III-2-3＞我が国の署名・発効済み経済連携協定：サービス章の主要規定概要

名称 (略称)	日・シンガポール 経済連携協定	日・メキシコ 経済連携協定	日・マレーシア 経済連携協定	日・チリ 経済連携協定
	2002年11月30日発効	2005年4月1日発効	2006年7月13日発効	2007年9月3日発効
附属書（約束表）の方式	ポジティブリスト方式	ネガティブリスト方式	ポジティブリスト方式	ネガティブリスト方式
最恵国待遇	△MFN規定なし。ただし第三国に与えた特恵的待遇について、他方締約国から均てんを要請されたときは、均てんを考慮しなければならない旨を規定。	○原則MFN規定。例外は附属書（MFN留保表）に記載。	△原則MFN規定。ただし、例外を定める附属書（MFN留保表）ですべてのセクターを留保し、例外の例外として一部の分野につきMFNを付与。	○原則MFN規定。例外は附属書（留保表）に記載。
内国民待遇	○約束表に記載した範囲での自由化付与	○原則付与。例外は附属書（留保表）に記載	○約束表に記載した範囲での自由化付与	○原則付与。例外は附属書（留保表）に記載
市場アクセス	○GATS第16条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）	市場アクセスは義務の対象としていない（拠点設置要求禁止の義務あり。ただし附属書留保表で例外記載）	○GATS第16条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）	市場アクセスは義務の対象としていない。（拠点設置要求禁止の義務あり。ただし附属書留保表で例外記載）
透明性	△協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。	○協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。ネガティブリスト方式で約束を行っているため、スタンドスティルで留保する分野については、現行措置の具体的内容が明確化。	△協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。サービス章において、市場アクセス及び内国民待遇義務に影響を及ぼす規制措置の情報提供、サービス貿易に係る白書等の提供等について規定。	○協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。ネガティブリスト方式で約束を行っているため、スタンドスティルで留保する分野については、現行措置の具体的内容が明確化。
スタンドスティル義務	規定なし	○中央政府や地域政府の措置として、これらの政府が維持し、留保表（現行措置に基づき留保を行う分野のリスト）に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置などを対象に規定。	○約束表においてSSのマークが付された分野を対象。特定の約束について、SSのマークを付した分野の約束は、内国民待遇等に非整合的な現行措置に基づく条件及び制限に限定される旨を規定。	○中央政府や地域政府の措置として、これらの政府が維持し、留保表（現行措置に基づき留保を行う分野のリスト）に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置などを対象に規定。
支払い及び資金移動	△GATS同様、約束した分野のみを対象として当該規制措置を課してはならない旨を規定。	○例外章（協定全体においてスコープ外とするものを規定）において、越境サービス貿易に係る当該規制措置を課してはならない旨を規定。	○約束した分野に限定せず、すべてのサービス貿易に関連する分野を対象として当該規制措置を課してはならない旨規定	規定なし

名称	日・タイ 経済連携協定	日・インドネシア経済連携協定	日・ブルネイ 経済連携協定
	2007年11月1日発効	2008年7月1日発効	2008年7月31日発効
附属書（約束表）の方式	ポジティブリスト方式	ポジティブリスト方式	ポジティブリスト方式
最恵国待遇	△一方の締約国が第三国に対し、より良い待遇を与えた場合、他方の締約国からの要請により、更に良い待遇の付与の要請を検討。	△原則MFN規定。ただし例外を定める附属書（MFN留保表）ですべてのセクターを留保し、例外の例外として一部の分野につきMFNを付与。	○原則MFN規定。例外は附属書（MFN留保表）に記載。
内国民待遇	○約束表に記載した範囲での自由化付与	○約束表に記載した範囲での自由化付与	○約束表に記載した範囲での自由化付与
市場アクセス	○GATS第16条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）	○GATS第16条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）	○GATS第16条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）
透明性	△協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。 市場アクセス及び内国民待遇義務に適合しない現行措置の一覧表（透明性リスト）の交換。	△協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。 他方の締約国のサービス提供者からの上記の法令等の質問に対し、コンタクトポイントを通じ、回答及び情報提供。	○協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。 市場アクセス及び内国民待遇義務に適合しない現行措置の一覧表（透明性リスト）の交換。 他方の締約国のサービス提供者からの質問に対し、コンタクトポイントを通じ、回答及び情報提供。
スタンダード ティール義務	○約束表においてSSのマークが付された分野を対象。特定の約束について、SSのマークを付した分野の約束に関しては、内国民待遇等に非整合的なすべての現行措置に基づく条件及び制限として記載する旨を規定。	○約束表においてSSのマークが付された分野を対象。特定の約束について、SSのマークを付した分野の約束は、内国民待遇等に非整合的な現行措置に基づく条件及び制限に限定される旨を規定。	規定なし
支払い及び 資金移動	△GATS同様、約束した分野のみを対象として当該規制措置を課してはならない旨を規定。	○約束した分野に限定せず、すべてのサービス貿易に関連する分野を対象として当該規制措置を課してはならない旨規定。	△GATS同様、約束した分野のみを対象として当該規制措置を課してはならない旨を規定。

名称	日・フィリピン 経済連携協定	日・スイス 経済連携協定	日・ベトナム 経済連携協定	日・インド 経済連携協定
	2008年12月11日発効	2009年9月1日発効	2009年10月1日発効	2011年8月1日発効
附属書（約束表）の方	ポジティブリスト方式	ネガティブリスト方式	ポジティブリスト方式	ポジティブリスト方式
最恵国待遇	○原則MFN規定。例外は附属書（MFN留保表）に記載。	△原則MFNを規定。例外は附属書（留保表）に記載される措置ならびにGATS5条の要件を満たすEPA/FTAによる特恵的待遇。例外後者については、他方の締約国に対し劣後しない待遇を付与する努力義務を規定。	△原則MFNを規定。例外は附属書（MFN留保表）に記載される措置ならびにGATS5条の要件を満たすEPA/FTAによる特恵的待遇。例外後者については、他方の締約国に対し協議の機会を付与する義務を規定。	△一方の締約国が第三国に対し、より良い待遇を与えた場合、他方の締約国からの要請により、更に良い待遇の付与の要請を検討。
内国民待遇	○約束表に記載した範囲での自由化付与	○原則付与。例外は附属書（留保表）に記載	○約束表に記載した範囲での自由化付与	○約束表に記載した範囲での自由化付与
市場アクセス	○GATS第16条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）	○GATS第16条の市場アクセスと同様の内容を原則付与。例外は附属書（留保表）に記載	○GATS第16条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）	○GATS第16条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）
透明性	○協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。 市場アクセス及び内国民待遇義務に適合しない現行措置の一覧表（透明性リスト）の交換。 他方の締約国のサービス提供者からの質問に対し、コンタクトポイントを通じ回答及び情報提供。	○協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。 ネガティブリスト方式で約束を行っているため、スタンドスティルで留保する分野については、現行措置の具体的内容が明確化。	△協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。 他方の締約国のサービス提供者からの上記の法令等の質問に対し、コンタクトポイントを通じ、回答及び情報提供。	○協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。 市場アクセス及び内国民待遇義務に適合しない現行措置の一覧表（透明性リスト）の交換（努力義務規定）。他方の締約国のサービス提供者からの質問に対し、コンタクトポイントを通じ回答及び情報提供。
スタンドスティル義務	○約束表においてSSのマークが付された分野を対象。特定の約束について、SSのマークを付した分野の約束は、内国民待遇等に非整合的な現行措置に基づく条件及び制限に限定される旨を規定。	○全てのレベルの政府（中央・地域・地方）の措置として、これらの政府が維持し、留保表（現行措置に基づき留保を行う分野のリスト）に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置などを対象に規定。	規定なし	規定なし （ただし、FDI Policyの適用にスタンドスティル義務あり）
支払い及び資金移動	○約束した分野に限定せず、すべてのサービス貿易に関連する分野を対象として当該規制措置を課してはならない旨規定	○約束した分野に限定せず、すべてのサービス貿易に関連する分野を対象として当該規制措置を課してはならない旨規定	△GATS同様、約束した分野のみを対象として当該規制措置を課してはならない旨を規定。	△GATS同様、約束した分野のみを対象として当該規制措置を課してはならない旨を規定。

名称	日・ペルー 経済連携協定	日豪 経済連携協定	日・モンゴル 経済連携協定
	2012年3月1日発効	2015年1月15日発効	2015年6月7日発効
附属書(約束表)の方式	ネガティブリスト方式	ネガティブリスト方式	ポジティブリスト方式
最恵国待遇	○原則MFN規定。例外は附属書(留保表)に記載。	○原則MFN規定。例外は附属書(留保表)に記載。	○原則MFN規定。例外は附属書(留保表)に記載。
内国民待遇	○原則付与。例外は附属書(留保表)に記載	○原則付与。例外は附属書(留保表)に記載	○約束表に記載した範囲での自由化付与
市場アクセス	○GATS第16条((f)外資制限を除く)の市場アクセスと同様の内容を原則付与。拠点設置要求禁止の義務あり。例外は附属書(留保表)に記載	○GATS第16条の市場アクセスと同様の内容を原則付与。拠点設置要求禁止の義務あり。例外は附属書(留保表)に記載	○GATS第16条の市場アクセスと同様の規定(約束表記載の範囲での自由化付与)
透明性	○関係法令に関する利害関係者からの質問に対し、可能な限り回答するよう努力、最終法令の採用に際して、可能な限りパブコメの意見及び検討結果を公表するよう規定。	○免許要件及び免許の審査に係る手続、資格要件及び資格の審査に係る手続並びに技術上の基準に関連する措置を維持する場合には、免許又は職業上の資格を取得し、更新し、又は維持するための要件及び手続に関する情報や技術上の基準に関する情報等を実行可能な場合に公に利用可能なものとするよう規定。 サービスの提供のために何らかの形態の許可が必要な場合には、不備のある申請が提出された場合において、実行可能なときは、申請者の要請に応じ、当該申請を完全なものとするために必要な全ての追加の情報を特定するよう規定。	○市場アクセス及び内国民待遇義務に適合しない現行措置の一覧表(透明性リスト)の、協定効力発生の日から5年以内の交換(義務規定)、必要に応じ又は両締約国の合意に基づき、当該表が将来の見直し及び改定の対象となることを規定。
スタンダード スティール義務	○中央政府や地域政府の措置として、これらの政府が維持し、留保表(現行措置に基づき留保を行う分野のリスト)に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置などを対象に規定。	○中央政府や地域政府の措置として、これらの政府が維持し、留保表(現行措置に基づき留保を行う分野のリスト)に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置などを対象に規定。	○約束表においてSSのマークが付された分野を対象。特定の約束について、SSのマークを付した分野の約束は、内国民待遇等に非整合的な現行措置に基づく条件及び制限に限定される旨を規定。

名称	日・ペルー 経済連携協定	日豪 経済連携協定	日・モンゴル 経済連携協定
支払い及び 資金移動	○約束した分野に限定せず、すべてのサービス貿易に関連する分野を対象として当該規制措置を課してはならない旨規定	○約束した分野に限定せず、すべてのサービス貿易に関連する分野を対象として当該規制措置を課してはならない旨規定	○約束した分野に限定せず、すべてのサービス貿易に関連する分野を対象として当該規制措置を課してはならない旨規定

名称	TPP協定	CPTPP協定	日・EU 経済連携協定
	2016年2月4日署名	2018年12月30日発効	2019年2月1日発効
附属書（約束表）の方	ネガティブリスト方式	ネガティブリスト方式	ネガティブリスト方式
最恵国待遇	○原則MFN規定。例外は附属書（留保表）に記載。	○原則MFN規定。例外は附属書（留保表）に記載。	○原則MFN規定。例外は附属書（留保表）に記載。
内国民待遇	○原則付与。例外は附属書（留保表）に記載	○原則付与。例外は附属書（留保表）に記載	○原則付与。例外は附属書（留保表）に記載
市場アクセス	○GATS第16条（(f) 外資制限を除く）の市場アクセスと同様の内容を原則付与。拠点設置要求禁止の義務あり。例外は附属書（留保表）に記載	○GATS第16条（(f) 外資制限を除く）の市場アクセスと同様の内容を原則付与。拠点設置要求禁止の義務あり。例外は附属書（留保表）に記載	○GATS第16条（(d)雇用制限、(f) 外資制限を除く）の市場アクセスと同様の内容を原則付与。例外は附属書（留保表）に記載
透明性	○本章の規定の対象である事項に関する自国の規制について、利害関係者からの照会に回答するための適当な仕組みを採用し、又は維持すること等を規定。	○本章の規定の対象である事項に関する自国の規制について、利害関係者からの照会に回答するための適当な仕組みを採用し、又は維持すること等を規定。	○本協定の対象となる事項に関する措置を速やかに公表し、又は公に入手可能なものとし、及び実行可能な場合には、英語によるウェブサイト等の電子的手段により公表し、又は公に入手可能なものとする事などを規定。

名称	TPP協定	CPTPP協定	日・EU 経済連携協定
スタンダード ティル義務	○中央政府や地域政府の措置として、これらの政府が維持し、留保表（現行措置に基づき留保を行う分野のリスト）に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置などを対象に規定。	○中央政府や地域政府の措置として、これらの政府が維持し、留保表（現行措置に基づき留保を行う分野のリスト）に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置などを対象に規定。	○中央政府や地域政府の措置として、これらの政府が維持し、留保表（現行措置に基づき留保を行う分野のリスト）に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置などを対象に規定。
支払い及び 資金移動	○国境を越えるサービスの提供に関連する全ての資金の移転及び支払が自国の領域へ又は自国の領域から自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める旨規定。	○国境を越えるサービスの提供に関連する全ての資金の移転及び支払が自国の領域へ又は自国の領域から自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める旨規定。	○国際収支の資本移転等収支及び金融収支に関する取引について、投資その他の取引の自由化を目的とする自由な資本の移動を認める旨規定。

（５）諸外国におけるサービス協定の 内容

WTO 加盟国は、サービス貿易に関する FTA を締結した場合、サービス貿易一般協定（GATS）第 5 条に基づき WTO に対して通報しなければならない。1993 年以前には、サービス分野の統合を含む地域統合は 1958 年発効の欧州連合と 1989 年発効の豪州ニュージーランド経済緊密化協定の 2 件のみで、1994 年の NAFTA 締結以降、2000 年までに発効したサービス分野の統合を含む地域協定も、10 件に過ぎなかった。しかし、2001 年に 7 件、2002 年に 4 件、その後も毎年 3～7 件のペースでサービス貿易に関する FTA が発効している。ほとんどの地域統合にサービス分野が含まれていることも近年の特徴である。内容面で特徴的な 9 協定（NAFTA、豪州シンガポール、米シンガポール、米豪州、米韓、EFTA シンガポール、豪州タイ、印シンガポール、EFTA 韓）についての分析につき、「2017 年版不公正貿易報告書」628 頁参照。

